生 活 保 護 費 を

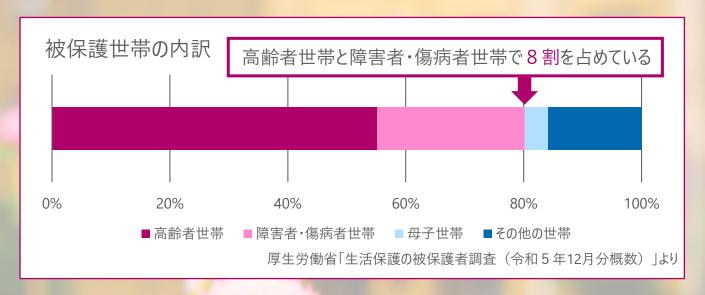
適正削減

する事業

実|施|し|ま|せ|ん|か|?

理 在、主だった自立支援事業としては、稼働年齢層に対する<u>就労支援しか</u>ありません。

そこで、高齢者・障害者層に対する新しい自立支援事業をご提案します。



弊

社は生活保護被保護者の年金調査・支援に専門性のある<u>唯一の</u>社会保険労務士事務所です。

令和6年度は11自治体から受託しました。

「消えた年金記録」・「合算対象期間」も含めた詳細調査を実施し、 新たな年金受給権を発生させ、申請代行することで生活保護費の 適正削減、ひいては自立支援に結びつけます。

社 会社会保険労務士法第27条では、「年金請求書の代行提出を業として 行えるのは社労士事務所もしくは社労士法人のみ と定められています。 社労士の独占業務である 年金請求代行を社労士以外が行うことは 明確に禁止されています。